

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

一	湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）	（抄）	．．．．．	1
二	湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）	（抄）	．．．．．	5
三	地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特別市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）	（抄）	．．．．．	6

◎ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号） （抄）

（湖沼特定事業場に係る計画変更命令等の特例）

第八条 都道府県知事は、湖沼特定施設について水質汚濁防止法第五条第一項又は第七条（第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場（工場又は事業場で、当該湖沼特定施設の設置又は構造等の変更により新たに湖沼特定事業場となるものを含む。）について、当該湖沼特定事業場から排出される排水の汚濁負荷量が前条第一項の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該湖沼特定事業場の設置者に対し、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（湖沼特定事業場に係る改善命令等の特例）

第十条 都道府県知事は、その汚濁負荷量が第七条第一項の規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあるとき、当該排水に係る湖沼特定事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（適用除外等）

第十二条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に関しては当該湖沼特定施設について、第八条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。

2 都道府県知事は、前項に規定する湖沼特定施設に係る排水に起因する指定湖沼の水質の汚濁により生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき、前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（第四項において単に「行政機関の長」という。）に対し、第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

3 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、前項の規定による要請について準用する。

4 都道府県知事は、第一項に規定する湖沼特定施設について、第十条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

（指定施設の設置の届出）

第十五条 指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目に關し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共用水域に排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）であつて、湖沼の水質保全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準による規制により難いものとして政令で定めるもの（以下「指定施設」という。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該指定施設の設置について河川法第二十六条第一項の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 指定施設の所在地

三 指定施設の種類

四 指定施設の構造

五 指定施設の使用の方法

六 その他環境省令で定める事項

2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものとする。

（経過措置）

第十六条 一の施設が指定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（指定施設の構造等の変更の届出）

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者（第十五条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。）は、第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十五条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

（承継）

第十八条 水質汚濁防止法第十一条第一項及び第二項の規定は、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者の地位の

承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三条第三項の規定による届出したときは、この限りでない。

3 第十五条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3・4 (略)

(準用指定施設)

第二十二条 前三条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第三項中「第十五条第一項の規定」とあるのは「水質汚濁防止法第五条第一項の規定」と、「第十七条第一項の規定」とあるのは「同法第七条の規定」と読み替えるものとする。

(指導等)

第二十四条 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に関し汚水、廃液その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(指導等)

第二十八条 都道府県知事は、流出水対策推進計画を実施するために特に必要があると認めるときは、流出水対策地区内の土地であつて、流出水の汚濁の原因となる物が著しく発生していると認められるものの所有者、管理者又は占有者に対し、流出水対策を実施するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(関係行政機関の協力等)

第三十九条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長

に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の水質の保全に関し意見を述べることができる。

2 河川管理者、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に関して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定湖沼の水質の保全に関して意見を述べることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第四十二条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第三条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第七条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに第二十九条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

◎ 湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）（抄）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、秋田市、つくば市、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、岡山市及び倉敷市の長（以下この条において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第八条、第十条及び第二十条第二項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による命令に関する事務

二 法第十二条第二項の規定による要請に関する事務

三 法第十二条第三項において準用する水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定による通知の受理に関する事務

四 法第十二条第四項の規定による協議に関する事務

五 法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定による届出の受理に関する事務

六 法第十五条第二項（法第十六条第二項、第十七条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通報の受理に関する事務

七 法第二十条第一項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関する事務

八 法第二十一条第一項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

九 法第二十四条及び第二十八条の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

十 法第三十九条第一項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第二項の規定による意見の聴取に関する事務

◎ 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年八月三十日政令第四百十七号）（抄）

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市を次のとおり指定する。

小田原市 大和市 福井市 甲府市 松本市 沼津市 四日市市 呉市 八戸市 山形市 水戸市 川口市 平塚市 富士市 春日井市
吹田市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 佐世保市 所沢市 厚木市 一宮市 岸和田市 明石市 加古川市 越谷市 茅ヶ
崎市 宝塚市 草加市 鳥取市 つくば市 伊勢崎市 太田市 長岡市 上越市 春日部市 熊谷市 松江市